

V 許可申請手数料

1 開発許可申請手数料（平成 23 年 9 月 29 日改正 近江八幡市手数料条例）

※ 手数料は、改正する場合があります。本市に確認してください。

号	申請内容			手数料			
ア	法第 29 条第 1 項の開発行為の許可申請の審査	開発行為の許可申請手数料	開発区域の面積 (ha)	自己の居住のための開発行為 (円)	自己の業務のための開発行為 (円)	非自己用のための開発行為 (円)	
				0.1 未満	8,200	12,000	82,000
				0.1 以上 0.3 "	21,000	29,000	120,000
				0.3 " 0.6 "	41,000	62,000	190,000
				0.6 " 1.0 "	82,000	110,000	250,000
				1.0 " 3.0 "	120,000	190,000	370,000
				3.0 " 6.0 "	170,000	260,000	480,000
				6.0 " 10.0 "	210,000	320,000	630,000
	10.0 "	290,000	460,000	830,000			
イ	法第 35 条の 2 の開発行為の変更許可申請の審査	開発行為の変更許可申請手数料(変更許可申請 1 件につき、右に掲げる額を合算した額。但し、その額が 83 万円を超えるときは、その手数料の額は 83 万円)	(ア) 開発行為に関する設計の変更((イ)のみに該当する場合を除く。)については、開発区域の面積((イ)に規定する変更を伴う場合にあつては変更前の開発区域の面積、開発区域の縮小を伴う場合にあつては縮小後の開発区域の面積)に応じ前号に規定する額に 10 分の 1 を乗じて得た額 (イ) 新たな土地の開発区域への編入に係る法第 30 条第 1 項第 1 号から第 4 号までに掲げる事項の変更については、新たに編入される開発区域の面積に応じ前号に規定する額	既に許可を受けた区域に変更が無く設計変更を行うとき (ア) に該当)	前号規定額 ×1/10		
				区域の縮小に伴い設計変更を行うとき (ア) に該当)	縮小後の面積に応ずる前号規定額 ×1/10		
				設計変更の理由が新たな土地の編入に起因するとき (イ) に該当)	増面積に応ずる前号規定額		
				区域の増加を伴い、かつ、設計の変更を行うとき (ア) および (イ) に該当)	(変更前の区域面積 B に応じる前号規定額 ×1/10) + (増面積に応ずる前号規定額)		
				(ウ) その他の変更	(ア) および (イ) 以外の変更を行うとき 9,500 円		
ウ	法第 41 条第 2 項ただし書の許可申請の審査	市街化調整区域内等における建築物の特例許可申請手数料		44,000 円			
エ	法第 42 条第 1 項ただし書の許可申請の審査	予定建築物等以外の建築等許可申請手数料		25,000 円			

号	申 請 内 容		手 数 料	
オ	法第 43 条の建築等許可申請の審査	開発許可を受けていない市街化調整区域内の土地における建築等許可申請手数料	開発区域の面積 (ha)	
			0.1 未満	6,600 円
			0.1 以上 0.3 "	18,000 円
			0.3 " 0.6 "	37,000 円
			0.6 " 1.0 "	66,000 円
			1.0 "	92,000 円
カ	法第 45 条の地位承継の承認申請の審査	地位承継の承認申請手数料	承認申請者が行おうとする開発行為の種別	
			自己の居住のためのもの、又は自己の業務のためのものであって開発区域の面積が 1 ha 未満のもの	1,700 円
			自己の業務のためのものであって開発区域の面積が 1 ha 以上のもの	2,600 円
			非自己用のもの	17,000 円
キ	法第 47 条の登録簿の写しの交付	開発登録簿の写しの交付手数料	用紙 1 枚 (日本工業規格 A 列 4 番)	450 円
ク	都市計画法の規定に適合する建築物等であることの証明書の交付	施行規則第 60 条の規定に基づく証明書交付手数料	1 件	4,000 円

2 変更の取扱い注意事項

(1) 「その他」の変更について

- ア 予定建築物等の用途の変更
- イ 工事施行者の変更
- ウ 工区の変更

但し、軽微な変更該当する届出に係るものは除く。

(2) 「自己用」から「非自己用」開発、「非自己用」から「自己用」開発への変更について

「自己用」開発の許可を受けて途中で「非自己用」開発（又はその逆）に変更する場合は、設計変更該当せず、従前の工事の廃止と新たな許可申請として取扱う。

- ア 「非自己用」開発 → 「自己用」開発 ———— 事前審査必要なし
- イ 「自己用」開発 → 「非自己用」開発 ———— 事前審査必要

(3) 開発登録簿の写しの交付について

登録簿の写しの交付手数料は、用紙1枚につき450円の規定であるから、調書1枚、図面1枚を必要とするときは2枚で900円となる。

(4) 変更許可申請手数料計算例について

例1) 開発区域の面積が Aha で開発許可を受けた後、単に設計変更をする場合

【Aha に対する規定額 × 1/10】

例2) 開発区域の面積が、Aha で開発許可を受けた後、Bha の面積の縮小に伴い設計変更をする場合

【(A-B) ha に対する規定額 × 1/10】

例3) 開発区域の面積が、Aha で開発許可を受けた後、設計変更の理由が新たな土地の編入に起因していて、Bha の面積が増加した場合

【Bha に対する規定額】

例4) 開発区域の面積が、Aha で開発許可を受けた後、設計変更を伴い、Bha の面積が増加した場合

【(Aha に対する規定額 × 1/10) + (Bha に対する規定額)】

例5) 例1) および例2) の場合で「その他」の変更が伴う場合

【(例1および例2の手数料) + 9,500円】

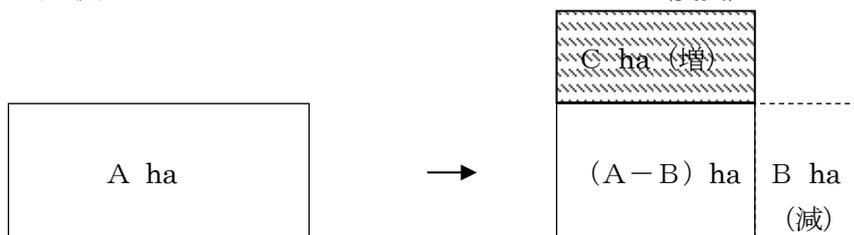
例6) 例3) および例4) の場合で「その他」の変更が伴う場合

【例3および例4の手数料と同じ】

(注) 増加面積に対する規定額に含まれている。

例7) 開発区域の面積が、Aha で開発許可を受けた後、Bha の面積の縮小およびCha の面積の増加に伴い設計変更をする場合

【((A-B) ha に対する規定額 × 1/10) + (Cha に対する規定額)】
(当初) (変更)



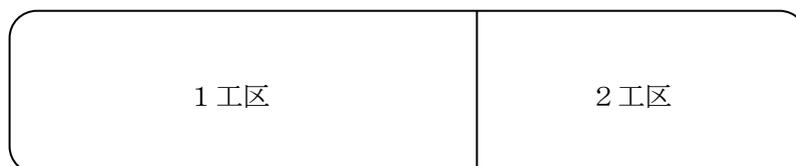
例8) 開発区域で工区分けをしている開発許可について、1工区工事完了の公告後で、2工区のみの変更を行う場合

ア 2工区の区域に変更がなく設計変更を行うとき

【2工区の面積に対する規定額 × 1/10】

イ 2工区の区域の減少に伴い設計変更を行うとき

【2工区の減少後の面積に対する規定額 × 1/10】



3 優良宅地認定手数料（平成 22 年 3 月 21 日改正 近江八幡市手数料条例）

申請内容	造成宅地面積 (ha)	手数料
租税特別措置法に基づく優良宅地の認定申請の審査	0.1 未満	82,000 円
	0.1 以上 0.3 "	120,000 円
	0.3 " 0.6 "	190,000 円
	0.6 " 1.0 "	250,000 円
	1.0 " 3.0 "	370,000 円
	3.0 " 6.0 "	480,000 円
	6.0 " 10.0 "	630,000 円
	10.0 "	830,000 円

※ 手数料は、改正する場合があります。本市に確認してください。